

## 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱

平成元年8月29日 管 第324号

最終改正 令和3年1月6日 建業 第258号

農政部長、林業・水産部長、土木部長、都市住宅部長から  
関係各部局長及び部内各課長、各かい長あて

### (目的)

第1条 この要綱は、県が発注する工事の請負及び工事に係る測量、調査、設計等の委託（以下「県工事等」という。）の適正な履行を確保するため、建設工事等入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が工事等に関して事故、贈賄及び不正行為等を起こした場合の入札参加停止等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (入札参加停止)

第2条 知事は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加停止を行うものとする。

2 知事が入札参加停止を行ったときは、入札執行者は、県工事等の契約のため指名を行うに際し、当該入札参加停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該入札参加停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

### (下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第3条 知事は、第2条第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

2 知事は、第2条第1項の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

3 知事は、第2条第1項又は前2項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

### (入札参加停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の入札参加停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（入札参加停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第

5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮することができる。

- 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第 1 項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期の 2 倍（当該長期の 2 倍が 3 6 か月を超える場合は 3 6 か月）まで延長することができる。
- 5 知事は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第 5 条に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。なお、極めて悪質な事由が明らかになった場合において、別表第 2 第 5 号、第 7 号に該当し、かつ、当初の入札参加停止期間が満了しているときは、当初の入札参加停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加停止を行うことができるものとする。
- 6 知事は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例）

第 5 条 知事は、第 2 条第 1 項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、入札参加停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は県職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第 2 第 5 号又は、第 7 号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期を 2 倍とする。
- (2) 別表第 2 第 4 号から第 7 号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期を 2 倍とする。
- (3) 別表第 2 第 4 号又は、第 5 号に該当する有資格業者について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期を 2 倍とする。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 0 1 号）第 3 条第 4 項に基づく知事による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第 2 第 4 号又は、第 5 号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。（第 1 号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）
- (5) 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 6 第 1 項。以下同じ。）又は談合（刑法第 9 6 条の 6 第 2 項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第 2 第 6 号又は第 7 号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。（第 1 号又は第 2 号の規定に該当することとなった場合を除く。）

（報告）

第 6 条 本庁の課長又は出先機関の長（以下「課長等」という。）は所管する県工事等について別表第 1 の措置要件に該当すると認められるとき又はその疑いがあるときは、速やかに様式第 1 号による報告書をその所属する部の部長に提出しなければならない。

- 2 課長等は、第 4 条第 5 項の入札参加停止期間を変更し、又は同第 6 項の入札参加停止の解除に

該当すると認められるときは、速やかに様式第2号による報告書をその所属する部の部長に提出しなければならない。

(入札参加停止の通知)

第7条 知事は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により入札参加停止を行い、第4条第5項により入札参加停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式第3号、様式第4号又は様式第5号により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が県工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第9条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約に係る工事等を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第10条 知事は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(苦情申立て)

第11条 第2条第1項、第3条第1項から第3項まで、第4条第5項(ただし、期間の延長の場合に限る。)及び前条の規定による警告又は注意喚起を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

2 前項に規定する苦情申立てに関する手続は、「工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理取扱要領」の規定による。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成元年9月1日から施行する。

(指名停止基準の廃止)

2 静岡県建設工事請負業者指名停止基準(昭和50年1月25日付け管第348号)は廃止する。ただし、指名停止又は指名差し控えに該当する事由が、この要綱の施行日前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成5年2月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正規定の施行前にした行為に対する別表第 2 第 4 号から第 7 号までの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 1 月 6 日から施行する。

別表第1 県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 県工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 県工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>3 県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第1号に掲げる場合のほか、県工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2 週間以上 4 か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>2 週間以上 4 か月以内</p>
<p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>2 週間以上 2 か月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が静岡県の職員（以下のこの表において「県職員」という。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>ロ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>1か月以上2か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>5 県工事等又は県内公共機関が発注する工事の請負又は工事に係る測量、調査、設計等の委託（以下「県内公共工事等」という。）に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>6か月以上24か月以内</p> <p>18か月以上36か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 有資格業者の役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>7 県工事等又は県内公共工事等に関し、有資格業者の役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>6か月以上24か月以内</p> <p>18か月以上36か月以内</p>

<p>(建設業法違反行為)</p> <p>8 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>9 県工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
---	---

様式第1号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

第 号  
年 月 日

部長 様

課 (所) 長

工事事務等発生報告書

商号又は名称	
代表者氏名	
許可番号	大臣・知事 ( ー ) 第 号
営業所所在地	
関係工事名	
工事箇所	
発生時期	
発生場所	

内 容



様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号  
年 月 日

部長 様

課（所）長

入札参加停止期間の変更（解除）について

さきに入札参加を停止された下記の者については、入札参加停止期間を変更（解除）することが適当と認められますので、報告します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
許 可 番 号	大臣・知事（ ー ）第 号
営業所所在地	
入札参加停止期間	年 月 日から 年 月 日まで

1 変更（解除）することが適当と認められる理由

2 変更することが適当と認められる期間

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事

入札参加停止通知書

このたび、貴 が（の） ① ことは、誠に遺憾であります。よって下記のとおり入札参加停止を行うこととしたので通知します。今後はこのような事態が生ずることのないよう十分注意してください。②（今後はこのような事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告してください。）

記

入札参加停止の期間	③ 年 月 日から	年 月 日まで
入札参加停止の理由 ④		

（注）

- ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- ②には、第7条第2項の適用がある場合に使用する。
- ③には、入札参加停止の期間の始期及び終期を記載する。
- ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事

入札参加停止期間変更通知書

さきに、年 月 日付け 第 号をもって貴 の入札参加停止を行った旨を通知したところですが、このたび、下記のとおり当該入札参加停止の期間を変更したので通知します。

記

従前の入札参加停止期間	年 月 日から	年 月 日まで
変更後の入札参加停止期間	年 月 日から	年 月 日まで

変更の理由

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事

入札参加停止解除通知書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の入札参加停止を行った旨を通知したところですが、このたび、当該入札参加停止を解除したので通知します。